

# 「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱」の運用について

平成27年9月2日 鹿児島県農政部工事監査

「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱」（以下、「指名要綱」という。）については、当分の間、次のとおり運用します。

## 1 適用範囲

本運用は、「鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加資格審査要綱」の業務のうち、農政部が所管する土木関係建設コンサルタント業務に適用します。

## 2 指名の基本的考え方

- (1) 原則として県内に本店を有する業者（以下、「県内業者」という。）を指名します。
- (2) 県内業者の指名に当たっては、業務に必要な有資格者数など、技術力を重視して指名を行います。  
なお、業務の内容によっては、地域性を考慮して指名を行います。
- (3) 高度な技術力を要する業務や特殊な業務については、当該業務の実績を有する県内業者及び県外に本店を有する業者（以下、「県外業者」という。）を指名することとし、県外業者については、県内に営業所を有する業者を優先的に指名します。

## 3 指名の手順

- (1) 農政部所管の土木関係建設コンサルタント業務について、鹿児島県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者登録結果表において、希望業務内容の欄に「農業土木」◎（実績あり）又は○（希望）である業者を選定します。
- (2) (1) で選定した業者ごとに自己資本額、受注実績額、有資格者数、技術者継続教育、業務成績評定点、地域貢献度を基に算定した総合点数に従い選定表を作成します。
- (3) 各地域振興局、各支庁(事務所を含む。)(以下、「振興局等」という。)は、選定表を基に、振興局等ごとにそれぞれの地域性を考慮した指名候補者リストを作成します。
- (4) (3) の指名候補者リストに記載の業者のうち県内業者について、総合点数の上位順に、A、B、Cの3グループに区分します。  
【A・Bグループ（各20者程度）、Cグループ（それ以外）】
- (5) 原則として、別表1において業務の難易度の区分ごとに定める指名グループの中から指名要綱別表（第2条関係）の3において設計金額の区分ごとに定める業者数を指名します。

## 4 その他

- (1) 振興局等は、選定表に掲載されていない業者については、管内の公共事業（国、県、市町村及び公社・公団の事業）の業務実績などを勘案して、入札契約手続運営委員会の審議を経て指名候補者リストに追加します。
- (2) 本運用は、平成27年10月1日以降に指名通知を行う業務に適用します。
- (3) 選定表及び指名候補者リストについては、毎年、更新を行います。

別表 1 (業務難易度の目安)

● 土木関係建設コンサルタント業務

区分	業務の難易度	業務の内容	指名グループ
1	特に高度な技術力を要する業務	ダム, 頭首工, ポンプ場, 水路工, 畑地かんがい, 農道, 解析業務等	県内 A
2	高度な技術力を要する業務	頭首工, ポンプ場, 水路工, 畑地かんがい, 農道, ため池改修, 解析業務等	県内 A
3	普通の技術力を要する業務	水路工, 畑地かんがい, 農道, ため池改修等	県内 A 県内 B
4	普通の技術力を要する業務のうち, 簡易な業務	農道, 水路工等	県内 B 県内 C

注) 県外業者については, 上記区分の 1 と 2, 及び 3 のうち県内業者が対応困難な特殊業務について指名の対象とする。

注) 上記区分の目安については, 別紙 1 「土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)に基づく技術力区分」を参考とする。

土木関係建設コンサルタント指名候補者総合点数の算定表(農政部の記載例)

◆平成〇〇年度土木関係建設コンサルタント指名候補者総合点数の算定表

(管内:〇〇地域振興局)

連番	許可番号	商号又は名称	希望業務内容 「農業土木」 実績業務(◎) 又は 希望業務(○)	自己資本額		受注実績額 (過去3ヶ年の平均)		有資格者数		技術者 継続教育 (CPD25 ポイント以上)		業務成績 評定点 (過去3ヶ年の平均)		地域貢献度 (ボランティア)		地域性		総合点 ⑧
				自己資本額 (千円)	① 評価点	平均 実績 (千円)	② 評価点	技術力	③ 評価点	取得者 (人)	④ 評価点	平均 実績 (点)	⑤ 重み	実績 (回数)	⑥ 評価点	本 社 営 業 所 (主たる 作業所)	⑦ 評価点	
1	5100	〇〇コンサルタント(株)	◎	60,000	50	55,000	100	1,300	300	11	50	81.0	1.3	7	25	〇〇市	25	700
2	5200	△△測量設計(株)	○	30,000	40	25,000	80	1,000	231	8	40	78.0	1.2	4	20	△△市	0	489
3	5300	□□技術	◎	15,000	30	8,000	60	800	185	5	30	74.0	1.1	3	15	□□市	0	351
4	5400	××コンサルタンツ(株)	○	4,000	10	3,000	40	100	23	1	20	65.0	1.0	1	10	××町	0	103

評価合計点(算定式)⑧ = (①+②+③+④)×⑤+⑥+⑦

【※③、⑧は小数点1位四捨五入で整数止めとする。】

自己資本額 (千円)	① 評価点
5,000未満	10
5,000以上～10,000未満	20
10,000以上～20,000未満	30
20,000以上～50,000未満	40
50,000以上	50

受注実績額(千円) (過去3ヶ年の平均)	② 評価点
1,000未満	10
1,000以上～3,000未満	20
3,000以上～5,000未満	40
5,000以上～10,000未満	60
10,000以上～30,000未満	80
30,000以上	100

※県営の農業農村整備事業における直近3ヶ年の平均受注実績額

有資格者 (対象資格)	重み	③ 評価点
1級土木施工管理技士	4	下記の 計算式 で算定 (最大300点)
測量士	4	
技術士	6	
RCCM	4	
農業土木技術管理士	4	
畑地かんがい技士	4	
土地改良専門技術者	2	
農業水利施設機能総合診断士	4	

※ 技術力 = 有資格者数 × (重み) × 2

※ ③評価点 = 技術力 ÷ 最大ポイント × 300点

※ 最大ポイントとは有資格者調査時においてその有資格者の技術力の最大値(例:平成27年10月最大ポイント1,000)である。

技術者継続教育 (前々年度CPD25 ポイント以上)	④ 評価点
0人	0
1～2人	20
3～5人	30
6～10人	40
11人以上	50

※技術者継続教育の評価は、農業農村工学会技術者継続教育機構会員とする。

業務成績評定点 (過去3ヶ年平均)	⑤ 重み
63未満	0.8
63以上～70未満	1.0
70以上～75未満	1.1
75以上～80未満	1.2
80以上	1.3
未受託者	1.0

地域貢献度 (過去3ヶ年のボラン ティア実績)(回数)	⑥ 評価点
0	0
1	10
2～3	15
4～5	20
6以上	25

※農業農村に関するボランティア活動とする。

地域性	⑦ 評価点
本社・営業所なし	0
本社・営業所あり	25

※本社・営業所は、主たる作業所とする。評価は所在する地域振興局等が行う。

## 土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)に基づく難易度補正(平成27年10月1日以降決裁分より適用)

工種	技術区分		実 施 設 計			備 考
	構 想 設 計 又 普通の技術力を要する業務	は 基 本 設 計 高度な技術力を要する業務	普通 普通 普通 の技術力を要する業務	高度 高度 高度 な技術力を要する業務	特に高度な技術力を要する業務	
頭首工	・普通 普通 普通 の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・河川協議を伴うもの	・構造が単純で規模が小さいもの	・土砂吐、洪水吐等附帯施設を有するもの ・1m <sup>3</sup> /s以上のもの	・高度な技術力を要するもの ・河川協議を伴うもの	
溪流取水工	・普通 普通 普通 の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・河川協議を伴うもの	・構造が単純で規模が小さいもの	・土砂吐・洪水吐等付帯施設を有するもの ・1m <sup>3</sup> /s以上のもの	・高度な技術力を要するもの ・河川協議を伴うもの	
ポンプ場	・普通 普通 普通 の規模のもの	・規模の大きいもの ・口径1000mmを超える用水機場 ・口径2000mmを超える排水機場 ・高度な技術力を要するもの ・河川協議を伴うもの	・規模の小さいもの ・口径350mm以下の機場	・普通 普通 普通 の規模のもの	・規模の大きいもの ・口径1000mmを超える用水機場 ・口径2000mmを超える排水機場 ・高度な技術力を要するもの ・河川協議を伴うもの	
水路工	・普通 普通 普通 の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・特に規模の大きいもの ・河川協議を伴うもの	・普通 普通 普通 の技術力を要するもの	・構造が複雑なもの ・附帯施設が多いもの	・高度な技術力を要するもの ・特に規模の大きいもの	
ほ場整備	・普通 普通 普通 の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合 ・事業計画を取りまとめるもの	・普通 普通 普通 の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合 ・施工場所が都市近郊の場合	・特に高度な技術力を要するもの(施工場所等の条件を勘案)	
畑地かんがい	・普通 普通 普通 の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合 ・事業計画を取りまとめるもの	・普通 普通 普通 の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・複雑な施設設計の場合 ・施工場所の現場条件が特殊な場合	・特に高度な技術力を要するもの(施工場所等の条件を勘案)	
営農飲雑用水施設	・普通 普通 普通 の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・施工場所が急傾斜地の場合 ・施工場所が地すべり地帯の場合 ・事業計画を取りまとめるもの	・普通 普通 普通 の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・複雑な施設設計の場合 ・施工場所の現場条件が特殊な場合	・特に高度な技術力を要するもの(施工場所等の条件を勘案)	
農道	・普通 普通 普通 の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・施工場所が市街地の場合 ・施工場所が急峻な山間地の場合 ・橋梁設計	・普通 普通 普通 の技術力を要するもの	・構造が複雑なもの ・附帯施設が多いもの	・高度な技術力を要するもの ・施工場所が市街地の場合 ・施工場所が急峻な山間地の場合	
ため池改修	—	—	・普通 普通 普通 の技術力を要するもの	・高度な技術力を要するもの ・設計洪水量20m <sup>3</sup> /s以上のもの ・取水塔、取水トンネル形式 ・軟弱地盤(N値≦4程度)以下のもの	—	
備 考						